

# 生物多様性地域戦略策定のご案内

## ■ 地域戦略策定の必要性

●生物多様性の保全は私たちの生命活動の基盤を維持するための優先課題です。

空気も、水も食料も、私たちの命に欠かせないものは全て多様な生物と地球への働きかけの長い歴史の中でつくられたものであり、豊かな文化の源泉として、私たちの心のあり方にも影響を与えています。また、今は知られていない生物にも、食料や医薬品に有用なものもあるかもしれません。

私たちは、自然とのつながりなくして生きていくことはできません。自然と人の暮らしの良好なバランスを再構築することで生物多様性の保全に取り組む必要があります。

これまで

自然環境政策のポイントは、人の手の加わっていない自然性の高いものを価値あるものとし、開発の手が届かないようにするものでした。

これからは

生物多様性の視点が導入されてから、人との関わりが重要視されるようになり、里山などの人と自然との共生のあり方が問われるようになってきました。地域が異なればそこに息づく自然や人との関わり方も違います。これからは積極的に働きかけ、地域の生物多様性を保全するため、地域の特性、実情にあった戦略を検討し、着実に実行することが不可欠です。

### 土地の確保

- 地域指定による行為規制  
緑地保全地区、都道府県自然環境保全地域等
- 土地の買上げ・トラスト
- 税制措置

### 管理の担い手確保

- 市民・NPO等の参画  
管理協定、市民ボランティア、オーナー制度等
- 管理のための奨励金・直接支払い
- 地域づくり



### 普及啓発・環境学習

- 体験教室・エコツーリズム等
- 里地里山管理・技術研究等

出典：里地里山～古くて新しいいちばん近くにある自然～（環境省）

## 生物多様性地域戦略とは

### ●生物多様性基本法（平成20年6月6日 法律第58号）に規定される戦略です。

同法は、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的とする法律です。都道府県及び市町村は、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の策定と実施する責務を有するとともに、生物多様性地域戦略（以下「地域戦略」）の策定の努力義務が規定されています。

## 市町村における戦略

### ●戦略の検討は、自然環境分野の施策の点検・評価のしくみづくりから。

市町村における地域戦略策定に必要な項目は「目標」、「施策」、「推進」ですが、定期的に自然環境の状況を把握し、施策の点検・評価を行っている市町村は多くありません。

当協会では計画策定のための基礎調査の一環として地域に関係の深い学識者による組織の立ち上げ、調査、とりまとめに関する支援を行ってきました。地域戦略に関してもこれらのノウハウが役立つものと考えます。

### ▲生物多様性基本法第12条第2項

生物多様性地域戦略は、次に掲げる事項についてさだめるものとする。

- 1 対象とする地域
- 2 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標
- 3 総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 4 その他、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

#### ■地域戦略の策定状況

平成26年11月末現在

- 33都道府県 13政令指定都市  
33市区町

#### ■九州・沖縄地方の策定状況

【県】

- 策定済：7県
- 策定中：1県（宮崎県）

【市町村】

- 北九州市、福岡市、鹿児島市

#### <当協会の環境基本計画における自然環境調査の実績>

久留米市自然環境調査	H 20～22	久留米市
山鹿市環境基本計画（新市）	H 18～19	山鹿市
宗像市環境基本計画（新市）	H 17～19	宗像市
中間市環境基本計画	H 15～16	中間市
北九州市自然環境保全計画	H 15～16	北九州市



一般財団法人

九州環境管理協会

〒813-0004 福岡市東区松香台1-10-1

TEL 092-662-0410

FAX 092-662-0411(代表) 092-662-0424(計画課)

e-mail:syougai@keea.or.jp

http://www.keea.or.jp

調査・計画担当 : 環境部 計画課  
料金・見積担当 : 総務部 渉外課